

さゆり手つなぎ会 規約

(2013年、杉並さゆり保育園同窓会から名称変更)

第一条 (名称) 本会は、さゆり手つなぎ会と称する。

第二条 (目的) 本会は、杉並さゆり保育園の卒園生保護者の親睦を図ること及び杉並さゆり保育園の充実した保育の継続発展を支援することを目的とする。

第三条 (会員) 本会は、杉並さゆり保育園の卒園生保護者によって構成される。

第四条 (総会) 総会は、毎年1回開催する。会員の10名以上の請求がある場合には、総会を開催しなければならない。

第五条 (役員) 会長、監査を各1名、副会長2名、幹事若干名を、総会において選任する。

- 2) 会長、副会長及び幹事は、役員会を構成し、本会の目的及び総会の決定の範囲内で、会務の運営にあたる。
- 3) 監査は、会計監査を行なう。
- 4) 役員会は必要に応じて幹事を選任することができ、その後の総会において承認することを要する。

第六条 (会費) 会員は、終身会費として1家族あたり金1000円を支払う。

第七条 (改正) 本規約の改正には、総会出席者の3分の2以上の賛成を要する。

附則

1. この規約は、1992年10月31日から施行する。
2. 2013年7月7日より、本改訂版を施行する。